

平成十五年国家公安委員会規則第十五号

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)第七条、第八条及び第十四条の規定に基づき、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 インターネット異性紹介事業の開始の届出

児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「法」という。)第七条第一項の規定による届出は、別記様式第一号の事業開始届出書(次項において「開始届出書」という。)を提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に開始届出書を提出する場合においては、事業の本拠となる事務所(事務所のない者にあつては、住居。以下「事務所」という。)の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該インターネット異性紹介事業を開始しようとする日の前日までに、一通の開始届出書を提出しなければならない。

3 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 インターネット異性紹介事業を行うおとずる者が個人である場合は、次に掲げる書類
イ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)
ロ 法第八条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
ニ インターネット異性紹介事業を行うおとずる者が法人である場合は、次に掲げる書類
イ 定款及び登記事項証明書
ロ 役員に係る前号イ及びハに掲げる書類
ハ 役員に係る法第八条第七号イに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができている状態に置いてこれに伝達するための電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号(以下「送信元識別符号」という。)を使用する権限のあることを疎明する資料
四 第五項第一号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類
イ 当該委託を受ける者が個人である場合は、次に掲げる書類
ロ 当該委託を受ける者が法人である場合は、次に掲げる書類
ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約する書面
ニ 事務所の電話番号
ホ 事務所の電子メールアドレス
ヘ 法第七条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める連絡先は、次のとおりとする。
一 事務所の電話番号
二 事務所の電子メールアドレス
五 法第七条第一項第六号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第十一条の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認の実施の方法
二 前号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる事項
ロ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ハ 法人にあっては、第五条第二項第一号トに規定する者の氏名及び住所
ニ 第五条第一項第四号に規定する業務の実施の方法

第二条 法第七条第二項の規定による届出

別記様式第二号の事業廃止届出書(以下「廃止届出書」という。)
二 法第七条第一項各号に掲げる事項(以下「届出事項」という。)に変更があつた場合
別記様式第三号の届出事項変更届出書(以下「変更届出書」という。)
2 前項の規定により公安委員会に廃止届出書又は変更届出書を提出する場合においては、事務所の所在地を管轄する警察署長を経由して、インターネット異性紹介事業の廃止又は届出事項の変更の日から十四日(当該届出に前条第三項第二号イに規定する登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日)以内に、一通の廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。

第三条 第三項第三号の送信元識別符号

三 第三項第三号の送信元識別符号(インターネット異性紹介事業の廃止等の届出)
第二条 法第七条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面を提出することにより行うものとする。
一 インターネット異性紹介事業を廃止した場合
合 別記様式第二号の事業廃止届出書(以下「廃止届出書」という。)
二 法第七条第一項各号に掲げる事項(以下「届出事項」という。)に変更があつた場合
別記様式第三号の届出事項変更届出書(以下「変更届出書」という。)
2 前項の規定により公安委員会に廃止届出書又は変更届出書を提出する場合においては、事務所の所在地を管轄する警察署長を経由して、インターネット異性紹介事業の廃止又は届出事項の変更の日から十四日(当該届出に前条第三項第二号イに規定する登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日)以内に、一通の廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。

第四条 法第十条第二項の規定による児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達する方法

三 児童による利用の禁止の伝達方法
第四条 法第十条第二項の規定により児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達する方法は、インターネット異性紹介事業を利用してしようとする者が法第十一条の規定により児童でないことの確認を受ける際に、当該インターネット異性紹介事業の映像面に、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言が見やすいように表示されるようにすることとする。
(児童でないことの確認の方法)
第五条 法第十一条本文の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
一 異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。
二 異性交際希望者から、クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。
三 あらかじめ、前二号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認した異性交際希望者に識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八

第五条 法第十条第一項の規定による児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言を公衆の見やすいように表示すること

二 広告又は宣伝を電子メールにより行う場合(当該電子メールの送信をする者(以下本号

第六条 法第十条第一項の規定による児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言を公衆の見やすいように表示すること

二 広告又は宣伝を電子メールにより行う場合(当該電子メールの送信をする者(以下本号

号)第二条第三項に規定する識別符号をい
う。以下同じ。)を付し、インターネットを
利用してその送信を受けること。

四 インターネット異性紹介事業者が、第一号

又は第二号に掲げるいずれかの方法により児
童でないことを確認して識別符号を付する業
務(以下「識別符号付与業務」という。)を
他の者に委託している場合にあつては、異性
交際希望者から送信を受けた識別符号につい
て、当該委託を受けた者に照会すること等の
方法により、その者が付したものであること
を確認すること。

2 前項第四号の識別符号付与業務の委託を受け

る者は、次に掲げる要件を備えた者でなければ
ならない。

一 次のいずれにも該当しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定
に違反して罰金の刑に処せられ、その執行
を終わり、又は執行を受けることなくな
つた日から起算して五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関
する法律(平成三年法律第七十七号)第二
条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員
でなくなった日から起算して五年を経過し
ない者

ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚
醒剤の中毒者

ホ 精神機能の障害により識別符号付与業務
を適正に実施するに当たって必要な認知、
判断及び意思疎通を適切に行うことができ
ない者

ヘ 法第十三条、法第十四条又は法第十五条
第二項の規定による処分を受けた日から起
算して五年を経過しない者(当該処分を受
けた者が法人である場合においては、当該
処分に係る弁明の機会の付与の通知がなさ
れた日前六十日以内に当該法人の役員であ
つた者で当該処分の日から起算して五年を
経過しない者を含む。)

ト 法人でその役員又は識別符号付与業務に
従事させようとする職員若しくは使用人そ
他の従業員のうちにイからへまでのいず
れかに該当する者があるもの

ニ 異性交際希望者が児童でないことを確認す
る方法その他の識別符号付与業務の適正な実

施を確保するため必要な事項に関する規程を
定め、これを公表しており、識別符号付与業
務を実施するに当たり当該規程を遵守すると
認められるものであること。

三 当該インターネット異性紹介事業者との委
託に係る契約において前号に規定する事項を
明らかにしているものであること。

3 第一項の規定にかかわらず、特定情報提供役
務の提供を受けない異性交際希望者につい
ては、次に掲げるいずれかの方法により当該異
性交際希望者が児童でないことを確認すれば足り
る。

一 異性交際希望者に対し、インターネットを
利用してその年齢又は生年月日を送信するよ
う求め、当該年齢又は生年月日により当該異
性交際希望者が児童でないことを確認するこ
と。

二 異性交際希望者に対し、インターネットを
利用して児童でないかどうかを問い合わせ、
その回答により当該異性交際希望者が児童で
ないことを確認すること。

4 前項に規定する「特定情報提供役務」とは、
次に掲げるものをいう。

一 異性交際希望者の求めに応じ、次に掲げる
情報(以下「特定情報」という。)をインタ
ーネットを利用して公衆が閲覧することがで
きる状態に置いてこれに伝達する役務

イ 異性交際希望者その他の異性交際希望者が
出会うために指定する日時及び場所に係る
情報

ロ 住所、電話番号、電子メールアドレスそ
の他の連絡先に係る情報

二 異性交際希望者の求めに応じ、他の異性交
際希望者からの特定情報をインターネットを
利用して公衆が閲覧することができると状態に
置いて当該求めに係る異性交際希望者に伝達
する役務

三 異性交際希望者が電子メールその他の電気
通信を利用して他の異性交際希望者に特定情
報を伝達することができるようにする役務

第六条 法第十一条ただし書の国家公安委員会規
則(本人を特定する事項の確認の方法)

則で定める方法は、異性交際希望者からその運
転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当
該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生
年月日を証する書面の提示を受けてその住所、
氏名及び年齢を確認することとする。ただし、

次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に
定める措置をとることをもって足りる。

一 異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とす
るクレジットカードを使用する方法により料
金の支払を受ける場合

当該異性交際希望者
からその住所、氏名、年齢又は生年月日並び
に当該クレジットカードの番号及び有効期限
の申出を受けるとともに、当該クレジットカード
を発行した者に対して当該クレジットカードカ
ードが有効であることを確認すること。

二 異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とす
る預貯金口座からの振替の方法により料金の
支払を受ける場合

当該異性交際希望者から
その住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座
番号その他の当該口座を特定するために必要
な事項の申出を受けるとともに、当該口座に
係る金融機関に対して当該口座が現に開設さ
れていることを確認すること。

2 法第十一条ただし書に規定する本人を特定す
る事項の確認の方法は、インターネット異性紹
介事業者が前項の確認を受けた異性交際希望者
に対し識別符号を付している場合にあっては、
当該異性交際希望者からインターネットを利用
してその識別符号の送信を受けることをもって
足りる。

(指示の方法)

第七条 法第十三条及び法第十五条第二項第一号
に規定する指示は、別記様式第四号の指示書に
より行うものとする。

(停止命令等の方法)

第八条 法第十四条及び法第十五条第二項第二号
に規定する命令は、別記様式第五号の命令書に
より行うものとする。

(処分移送通知書の様式)

第九条 法第十五条第一項(同条第三項において
準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則
で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第
六号のとおりとする。

(報告等の要求)

第十条 法第十六条に規定する報告又は資料の提
出は、別記様式第七号の報告等要求書により求
めるものとする。

(国家公安委員会への報告事項等)

第十一条 法第十七条第一項の国家公安委員会規
則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事
項とする。

報告する場事項

一 法第七十一条 法第七十一条各号に掲げる
規定による二 届出受理年月日

届出を受け三 届出受理番号

届出の場合 四 インターネット異性紹介事業を
開始しようとする年月日

二 法第七十一条 法第七十一条第一号から第三
号第二項の号までに掲げる事項

規定による二 法第七十一条の規定による届
届出を受け出に係る届出受理番号

届出の場合 三 インターネット異性紹介事業を
廃止した場合には、廃止年月日及び
廃止の事由

四 届出事項に変更があつた場合に
は、当該変更に係る変更年月日、変
更事項及び変更の事由

三 法第十一 法第七十一条第一号から第三
三条、第十号までに掲げる事項

四 法第一項二 法第七十一条の規定による届
出又は第十五号に係る届出受理番号

条第二項の三 処分年月日

規定による四 処分番号

処分をした五 処分の事由

場合 六 処分の種別及び内容

2 法第十七条第二項の国家公安委員会規則で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十一条第一号から第三号までに掲
げる事項

二 法第七十一条第一項の規定による届出に係る届
出受理番号

三 当該違反行為をし、又は当該処分に違反し
た者に関する事項

四 当該違反行為をし、又は当該処分に違反し
た年月日

五 当該違反行為又は当該処分に違反した行為
の内容

(登録の申請)

第十二条 法第十八条第一項の登録(以下単
に「登録」という。)を受けようとする者は、別記
様式第八号の登録申請書に次に掲げる書類を添
付して、国家公安委員会に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者が個人である場合
は、第一条第三項第一号イに掲げる書類

二 登録を受けようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
 イ 定款及び登記事項証明書
 ロ 役員に係る第一条第三項第一号イに掲げる書類
 三 法第十八条第四項第一号イ又はロのいずれかに該当する者の氏名及び略歴を記載した書類
 四 法第十八条第四項第二号イに規定する専任の管理者の氏名を記載した書類
 五 法第十八条第四項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの

イ 誘引情報提供業務の適正な実施の方法に関する事項を記載した業務方法書
 ロ 誘引情報提供業務に関する教育訓練に関する事項を記載した文書
 ハ 誘引情報提供業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書

ニ その他誘引情報提供業務の実施に關し必要な事項を記載した文書
 六 登録を受けようとする者が法第十八条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 七 登録を受けようとする者が誘引情報提供業務を適正かつ確実に行うことができることを確認するため参考となるべき事項を記載した書類

(登録誘引情報提供機関に係る登録事項の変更の届出)
 第十三条 法第十八条第六項の規定による届出は、別記様式第九号の登録事項変更届出書を提出することにより行うものとする。
 (誘引情報提供業務の実施基準)
 第十四条 法第二十一条の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 誘引情報提供業務に用いる通信端末機器の機能に支障が生じた場合において、速やかに、当該支障を除去するための措置を講ずること。
 二 法第十八条第四項第一号イ又はロのいずれかに該当する者が常時誘引情報提供業務に従事すること。
 三 誘引情報提供業務が専任の管理者による管理の下で行われること。
 四 第十二条第五号に掲げる文書に記載された事項に従って誘引情報提供業務を実施すること。

五 インターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報を当該インターネット異性紹介事業者に提供する場合において、その日時並びに当該禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の内容及びその送信元識別符号の記録を作成し、その作成の日から一年間保存すること。
 六 誘引情報提供業務に關して知り得た情報を、正当な理由なく、誘引情報提供業務の用に供する目的以外に利用しないこと。
 (登録誘引情報提供機関に係る業務の休廃止の届出)
 第十五条 法第二十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十号の誘引情報提供業務休廃止届出書を提出することにより行うものとする。(改善命令の方法)
 第十六条 法第二十四条に規定する命令は、別記様式第十一号の改善命令書により行うものとする。

(登録の取消しの通知)
 第十七条 法第二十五条の規定により登録を取り消したときは、その旨を、別記様式第十二号の登録取消通知書により当該登録を受けた者に通知するものとする。(報告等の要求)
 第十八条 法第二十六条に規定する報告又は資料の提出は、別記様式第十三号の報告等要求書により求めるものとする。
 第十九条 登録誘引情報提供機関は、三月ごとに、その期間内にインターネット異性紹介事業者に提供した禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の件数その他の誘引情報提供業務の実施状況を、遅滞なく、国家公安委員会に報告しなければならない。

附則 (平成一九年九月二五日国家公安委員会規則第二号)
 この規則は、法の一部の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。
 附則 (平成二〇年一月一〇日国家公安委員会規則第二号)
 この規則は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十二号。次項において「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十一年二月一日から施行する。(経過措置)
 2 この規則の施行の際現に改正法による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第二条第二号に規定するインターネット異性紹介事業を行っている者の当該事業に対する第一条による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第一条第二項の規定の適用については、同項中「当該インターネット異性紹介事業を開始しようとする日の前日までに、一通」とあるのは、「一通」とする。

附則 (平成二四年三月二六日国家公安委員会規則第一号)
 この規則は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二四年四月一日)から施行する。

附則 (平成二八年三月二五日国家公安委員会規則第六号)
 この規則は、行政不服審査法の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。
 附則 (令和元年六月二日国家公安委員会規則第三号)
 この規則は、令和元年七月一日から施行する。(経過措置)
 2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備

員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信業務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六條の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規

則 (平成二〇年一月一〇日国家公安委員会規則第二号)
 この規則は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

附則 (平成二〇年一月一〇日国家公安委員会規則第二号)
 この規則は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

附則 (平成二〇年一月一〇日国家公安委員会規則第二号)
 この規則は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

附則 (平成二〇年一月一〇日国家公安委員会規則第二号)
 この規則は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

式の内 (記載でないものは欄外において、識別番号を業種を他の者に委託している場合のみ、記録委員会を定める事について記載)	
(ふりがな)	
氏名又は名称	
住所	
業務所 所在地	
代表者 氏名	
代表者 氏名	
代表者 氏名	
代表者 氏名	
代表者 氏名	
代表者 氏名	
代表者 氏名	
代表者 氏名	
代表者 氏名	
業務の概要 等	

記載事項
 1 何事項にも記載しないこと。
 2 代表者は法人とする場合に限り記載する。欄外は、当該事業につき定款又は協約を有する場合は当該協約を、ない場合は定款又は協約に記載されている事項を記載すること。
 3 事業所の所在地は、欄外に、登記簿記載の住所を記載するものとする。
 4 代表者は、登記簿記載の住所を、欄外に、登記簿記載の住所と異なる住所を記載するものとする。
 5 代表者の氏名は、欄外に、登記簿記載の氏名を記載するものとする。欄外に、登記簿記載の氏名と異なる氏名を記載するものとする。
 6 代表者の氏名は、登記簿記載の氏名と異なるものとする。
 7 代表者の氏名は、登記簿記載の氏名と異なるものとする。
 8 代表者の氏名は、登記簿記載の氏名と異なるものとする。
 9 代表者の氏名は、登記簿記載の氏名と異なるものとする。
 10 代表者の氏名は、登記簿記載の氏名と異なるものとする。

別記様式第2号 (第2条関係)

別記様式第2号 (第2条関係)

登記簿年月日	年	月	日	登記簿番号	
登記簿管理番号					
業 種 名 稱 出 書					
インターネットを機能別企業業を別記して記載を併行する行為の継続等に關する法律第7条第2項の規定により届出をします。					
公安委員会 届 届出書の氏名又は名称及び住所					
(ふりがな)					
氏名又は名称					
住所					
(ふりがな)	登記簿記載の氏名				
(ふりがな)	登記簿記載の氏名				
(ふりがな)	登記簿記載の氏名				
(ふりがな)	登記簿記載の氏名				
(ふりがな)	登記簿記載の氏名				
業務所の所在地					
届 出 年 月 日					
届 出 の 事 由					

記載事項
 1 何事項にも記載しないこと。
 2 代表者は法人とする場合に限り記載する。欄外は、当該事業につき定款又は協約を有する場合は当該協約を、ない場合は定款又は協約に記載されている事項を記載すること。

その他記載事項を記載すること。
 1 事業所の所在地は、欄外に、登記簿記載の住所を記載するものとする。
 2 代表者の氏名は、欄外に、登記簿記載の氏名を記載するものとする。
 3 代表者の氏名は、欄外に、登記簿記載の氏名と異なる氏名を記載するものとする。
 4 代表者の氏名は、欄外に、登記簿記載の氏名と異なるものとする。
 5 代表者の氏名は、欄外に、登記簿記載の氏名と異なるものとする。

別記様式第3号 (第2条関係)

別記様式第3号 (第2条関係)

その1	登記簿年月日	年	月	日	登記簿番号	
	登記簿管理番号					
届 出 事 項 変 更 届 出 書						
インターネットを機能別企業業を別記して記載を併行する行為の継続等に關する法律第7条第2項の規定により届出をします。						
公安委員会 届 届出書の氏名又は名称及び住所						
(ふりがな)						
氏名又は名称						
(ふりがな)	登記簿記載の氏名					
(ふりがな)	登記簿記載の氏名					
(ふりがな)	登記簿記載の氏名					
(ふりがな)	登記簿記載の氏名					
業務所の所在地						
届 出 年 月 日						
届 出 の 事 由						

別記様式第4号(第7条関係)

別記様式第4号(第7条関係)

その1

届 出 書 第 号

年 月 日

届 出 者 公 安 委 員 会

届出を受ける者	住所又は居所
氏名又は名称	

上記の欄に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条又は第15条第2項第1号の規定により、下記のとおり指示する。

記

指示の内容	
-------	--

その2

指示の理由	
-------	--

記載事項
 1 届出を受ける者が本人その他の関係である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、箇条書きで記載すること。
 この欄に不記載のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(公安委員会)に訂正を請求することができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号(第8条関係)

別記様式第5号(第8条関係)

その1

命 令 書 第 号

年 月 日

届 出 者 公 安 委 員 会

命令を受ける者	住所又は居所
氏名又は名称	

上記の欄に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条又は第15条第2項第2号の規定により、下記のとおりインターネット異性紹介事業の 廃止 を命令する。

記

命令の内容	
-------	--

その2

命令の理由	
-------	--

記載事項
 1 下線の文字は、省略できる。
 2 命令を受ける者が本人その他の関係である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、箇条書きで記載すること。
 この欄に不記載のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(公安委員会)に訂正を請求することができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号(第9条関係)

別記様式第6号(第9条関係)	
送 達 通 知 書 年 月 日	
公安委員会 殿 公安委員会 <input type="checkbox"/>	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により下記の欄について送達通知書を送付する。	
(ふりがな) 氏名又は名称	
住 所	
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名	
(ふりがな) 当該児童を誘引する 場合の理由	
事務所所在地	
送 達 後 の 概 況	
備 考	

記載事項
1 送達又は通知を受ける場合に使用する住所、欄には、当該事業に2次元的な関係があるすべての住所(支店等)を記載することとする(送達する住所は、当該事業が2以上ある場合は、必ずしも当該事業に2次元的な関係がある住所とする必要はない。)
2 送達通知書の「届出」欄には、届出内容となる規制の対象となる児童の氏名を記載することとする。
3 届出内容に記載しない場合は、届出内容の上、これを記載することとする。
4 届出の大きさは、日本縦書き横4とする。

別記様式第7号(第10条関係)

別記様式第7号(第10条関係)	
その1	
報 告 等 要 求 書 年 月 日	
届 出 公安委員会 <input type="checkbox"/>	
請求者 の 氏名	住所又は居所 氏名又は名称
上記の欄に対して、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第16条の規定により、下記のとおり資料の提出を求めらるるので、該当する資料を提出 されたい。	
記	
請求の内容	

その2	
請求の理由	
報告 資料提出	

記載事項
1 必要の文字は、横線で示すこと。
2 請求者(住所又は居所)の法人の代表者である場合は、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
3 所定の欄に記載し難い場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
この欄に内容のない場合は、送付がなかったことを理由に目的項目に属して3月以内に 公安委員会(届出)に対し異議を申し立てることはできません。
備考 届出の大きさは、日本縦書き横4とする。

別記様式第8号(第12条関係)

別記様式第8号(第12条関係)		
送達年月日	年 月 日	送達届番号
送 達 届 書		
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第16条第1項の規定により送達の手続きをします。		
届 出 年 月 日		届 出 年 月 日
届出者の氏名又は名称及び住所		届出者の氏名又は名称及び住所
(ふりがな) 氏名又は名称		
住 所		
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名		
送達届提供 後を行う事業 の概要		
送達届提供後を開始しようとする年月日	年 月 日	

記載事項
1 届出欄には、記載しないこと。
2 届出の届出内容(届出)の上には、別紙に記載の上、これを添付すること。
3 届出の大きさは、日本縦書き横4とする。

別記様式第9号(第13条関係)

別記様式第9号(第13条関係)			
届出受理年月日	年	月	日
登録事項変更届出書			
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条第6項の規定により届出をします。			
国家公安委員会 殿		年	月
届出者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな) 氏名又は名称			
住所			
届出の目的 届を行う事務所 の所在地			
届出年月日			
変更の事由			
(氏名又は名称及び住所に変更があった場合)			
(ふりがな) 氏名			
(ふりがな) 氏名			
住所			
(ふりがな) 氏名			
(ふりがな) 氏名			
住所			

その他	
(法人の代表者の氏名に変更があった場合)	
代表者 氏名	(ふりがな) 氏名
代表者 住所	(ふりがな) 住所
(法人の代表者以外の方の氏名に変更があった場合)	
氏名	(ふりがな) 氏名
住所	(ふりがな) 住所

記載事項
 1 変更欄には、記載しないこと。
 2 変更の事由は、簡潔に記すこと。
 3 届出の氏名は、日本郵便法第44条に準ずること。

別記様式第10号(第15条関係)

別記様式第10号(第15条関係)			
届出受理年月日	年	月	日
誘引登録提供業務停止届出書			
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条第1項の規定により誘引登録提供業務の停止の届出をします。			
国家公安委員会 殿		年	月
届出者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな) 氏名又は名称			
住所			
(ふりがな) 法人の代表者 の氏名及び住所			
届出の目的 届を行う事務所 の所在地			
届出年月日			
届出の理由			
届出の事由			

記載事項
 1 変更欄には、記載しないこと。
 2 変更の事由は、簡潔に記すこと。
 3 届出の氏名及び住所は、日本郵便法第44条に準ずること。

別記様式第11号(第16条関係)

別記様式第11号(第16条関係)	
その1	改定届出書 届 出 書
年 月 日	
国家公安委員会 殿	
届出を受け る者	住所又は場所 氏名又は名称
上記の届出は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第16条の規定により、下記のとおり届出をします。	
記	
届出の内容	

その2	
届出の理由	
記載事項 1 届出を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 2 所定欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 この部分に不備のあるときは、届出があった日から起算して3か月以内に国家公安委員会（審判官の指命）に対し書面連絡をすることができず。 備考 同紙の大きさは、日本標準規格A4とする。	

別記様式第12号（第17条関係）

別記様式第12号（第17条関係）	
登 録 取 消 通 知 書	
第 号 年 月 日 国家公安委員会	
届出を受ける者	住所又は居所 氏名又は名称
上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第45条の規定により、当該届出情報及び関係としての記録を取り消したため、下記のとおり通知する。	
取消しの理由	
記載事項 1 届出を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 2 所定欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 この部分に不備のあるときは、届出があった日から起算して3か月以内に国家公安委員会（審判官の指命）に対し書面連絡をすることができず。 備考 同紙の大きさは、日本標準規格A4とする。	

別記様式第13号（第18条関係）

その1	
届 出 要 求 書	
第 号 年 月 日 国家公安委員会	
届出を受ける者	住所又は居所 氏名又は名称
上記の者に対して、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第45条の規定により、下記のとおり届出を求めらるるため、書面により届出を求めたい。	
届出の理由	
記載事項 1 届出の文字は、横書きとする。 2 届出を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 3 所定欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 この部分に不備のあるときは、届出があった日から起算して3か月以内に国家公安委員会（審判官の指命）に対し書面連絡をすることができず。 備考 同紙の大きさは、日本標準規格A4とする。	

その2	
届出の理由	
届出の理由 記載事項 1 届出の文字は、横書きとする。 2 届出を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 3 所定欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 この部分に不備のあるときは、届出があった日から起算して3か月以内に国家公安委員会（審判官の指命）に対し書面連絡をすることができず。 備考 同紙の大きさは、日本標準規格A4とする。	